

●香川県告示第5号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年1月7日から同月21日まで仁尾町漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

三豊市仁尾町仁尾丁262番地 小山 雅司

三豊市仁尾町仁尾丁261番地 塩田 猛

三豊市仁尾町仁尾丁162番地2 今川 総志

2 加入区の名称

仁尾加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

仁尾町漁業協同組合